

新型コロナウイルスに対する本校の対応について

新型コロナウイルスについては、世界的に感染が拡大し、日本国内においても感染者が確認されており、日々状況が変化しているところです。

新型コロナウイルス感染症(2019nCOVID)は指定感染症に定められ(2月1日施行)、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、当該感染症に罹患した児童は、治癒するまでの出席停止の対象となります。

今後も文部科学省、長崎県学事振興課等からの通知や、国や地方自治体が発表する正確な情報を収集・把握し、学校医等とも相談して適切な判断をし、保護者の皆様にはご連絡いたしてまいります。

また本校においては、感染予防対策として、毎日スクールバス等のアルコール消毒や教室への除菌薬や加湿器を設置すると共に、校内での手洗い、うがいを確実にを行うことにより拡散の予防に努めております。

ご家庭におきましても、感染症対策(咳エチケット・手洗いなど)のご指導と、体調がすぐれない(ご家族含む)場合は医療機関を受診することをお願いし、万一児童生徒やご家族の感染が判明したり、疑われるような場合(接触した場合も含む)には、保護者から必ずご連絡を頂きますよう、お願いいたします。

新型コロナウイルスを理由とした、不当ないじめや偏見は決して許しません。

さらに、本校においては、危機管理として以下の方針で職員の共通理解を図っております。

新型コロナウイルスに対する基本方針

【大原則】

①児童生徒・教職員から感染者が発生した場合は、学校行事は全て中止

【中止・自粛】

②外部者が参加する会議は参加・開催中止

③飲食を伴う会合は中止

④児童生徒の校外での学習は自粛

⑤児童生徒の海外への旅行等については保護者へ状況を説明し自粛の方向で理解していただく

【開催】

⑥各市町教育委員会や各小中学校訪問等は感染予防に十分注意しながら訪問する

【その他】

⑦外部からの施設利用については、使用の有無を確認し的確に対応する

⑧職員は体調管理に留意し、通常の風邪・花粉症などと違う症状が出るようであれば、報告の上、自宅待機

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しております。従いまして本校としての対応も今後変更がありうることをご承知おきください。